



嘘とゴマカシでの逃げ切りは 絶対に許さない!

新幹線地本と連携して「新幹線乗務員に対する54歳原則出向」に関する 緊急の団体交渉申し入れ!

JR東海労新幹線関西地本（大阪）は新幹線地本（東京）と連携してJR東海関西支社に対して、緊急の団体交渉を申し入れました。申し入れの要旨は以下のとおりです。

1. 不安を与え、迷惑をかけた組合員に謝罪すること。
2. 「出向の保留」＝取り消しに至った経過と原因を明らかにすること。
3. 以上のことがしっかり行われるまで、全ての出向を停止すること。

**(株)スリーエスいわく、
「出向解除してもらっても構わない。JR東海に言ってほしい。」**

また、JR東海労新幹線地本（東京）は出向先の（株）スリーエス担当者のSさんと団体交渉開催の話し合いを行いました。以下がその内容で、「うちも迷惑しているんだ」と言わんばかりの対応だったそうです。

組合：7月から組合員が出向でお世話になっている。労働組合として労働条件について申し入れがしたい。

S：JR東海関西支社の長野課長が窓口なので、そちらに言ってほしい。

組合：スリーエスさんのところのことなので、直接スリーエスと話がしたい。

S：（問題があるなら）出向解除してもらっても構わない。JR東海に言ってほしい。
（この後もう一度「出向解除してもらっても構わない」と繰り返す）

組合：団交の申し入れをしたい。

S：JR東海の長野課長に言ってほしい。

さらに、賃金の計算でも不正が発覚!!

さらに、私たちJR東海労が、7月から出向に行かされている組合員の労働条件の調査を実施したところ、労基法32条2の「一か月単位の変形労働時間制」に違反しているだけでなく、月々の賃金計算でも問題が発覚しました。

出向先会社からの勤務実績の報告を受けて、出向している社員に賃金を支払っているのはJR東海会社です。したがって、JR東海会社が勤務実績＝賃金支払い計算に問題があることを知らなかった等といった言い訳は通用しません。JR東海会社は直ちに不法行為を認め賃金支払い計算を是正し、謝罪し、不法行為を改めることは当然のこと、当該の社員に対して未払い賃金を支払うべきです。

JR東海労は、今後もJR東海会社の「54歳原則出向制度」を悪用した不法行為の数々を暴露して、労働者の利益と権利を守るために奮闘します!